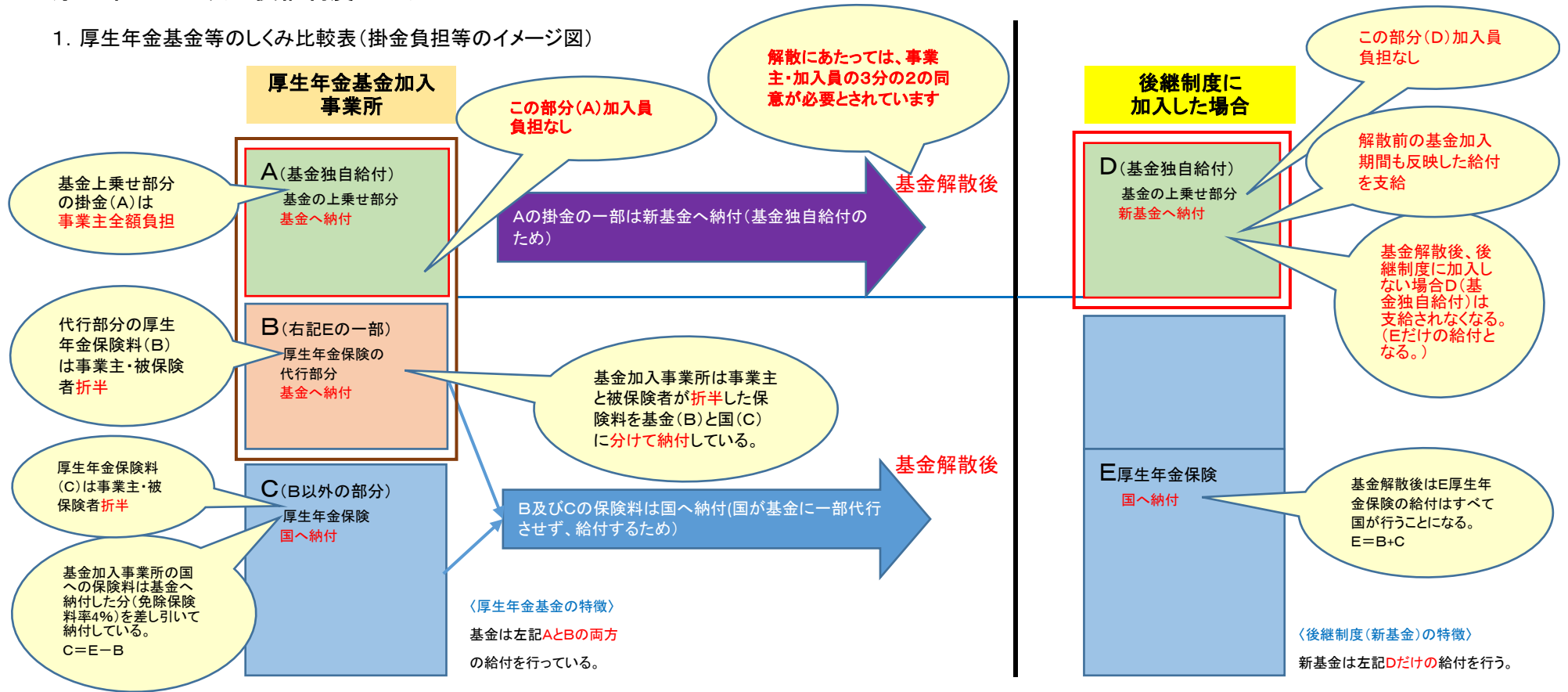


1. 厚生年金基金等のしくみ比較表(掛金負担等のイメージ図)



2. 厚生年金基金解散に伴う影響等について

	事業主	加入員	受給者
現状(厚生年金基金)	厚生年金保険料(被保険者と折半)と基金上乗せ部分の掛金を全額負担している。	厚生年金保険料は事業主と折半にて負担している。厚生年金保険と基金上乗せ部分の給付を受けられる。	厚生年金保険と基金上乗せ部分の給付を受けている。
基金解散後、後継なしの場合	基金上乗せ部分の掛金負担は不要となる。基金に納付していた厚生年金保険料分は国に納付することになる。	負担は現状と同じ。基金上乗せ部分の給付が受けられなくなる。厚生年金保険の給付は国から受けられる。(国の支給要件に基づく支給)	基金上乗せ部分の給付が受けられなくなる。厚生年金保険の給付は国から受けられる。(国の支給要件に基づく支給)
基金解散後、後継制度が設立され事業所が加入した場合	基金に納付していた厚生年金保険料分は国に納付することになる。基金上乗せ部分の掛金の一部を新基金に納付することになる。	負担は現状と同じ。厚生年金保険と基金上乗せ部分の給付を受けられる。(厚生年金基金加入期間反映)	上記と同じ
基金解散後、後継制度が設立されたが事業所が加入しない場合	基金上乗せ部分の掛金負担は不要となる。基金に納付していた厚生年金保険料分は国に納付することになる。	負担は現状と同じ。基金上乗せ部分の給付が受けられなくなる。厚生年金保険の給付は国から受けられる。(国の支給要件に基づく支給)	上記と同じ